

令和 5 年  
第 1 回 定例 市 議 会

# 条 例 議 案 等 参 考

( 3 月 2 4 日 追 加 提 出 )

阿 久 根 市



議案 番号	件名	ページ
42	阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1



議案第42号参考 阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（登録証等の効力）</p> <p>第9条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>）（以下「登録証等」という。）を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。ただし、第16条第3項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、<u>次に掲げるもの</u></p> <hr/> <p>_____を利用し、必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード</u></p> <p>(2) <u>公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）</u></p>	<p>（登録証等の効力）</p> <p>第9条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>_____</u>）（以下「登録証等」という。）を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。ただし、第16条第3項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、<u>個人番号カード（第9条に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</u>を利用し、必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

